

<対策のポイント>

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、農業水利施設の計画的な更新・長寿命化、省エネ化・再エネ利用、省力化等による適切な保全管理、ため池の防災・減災対策、田んぼダム等の取組拡大等流域治水対策、農道の整備等の**農業生産基盤の整備・保全**を推進します。

<事業目標>

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比6割削減 [令和11年度まで]）
- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割 [令和11年度まで]）

<事業の内容>

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備

農地の大区画化等の**基盤整備**を推進するとともに、ほ場周りの草刈り・水管理等の**管理作業の省力化**に資する整備、**水田の汎用化・畑地化**や、**畑地かんがい施設の整備**等を推進します。

2. 農業水利施設の戦略的な保全管理

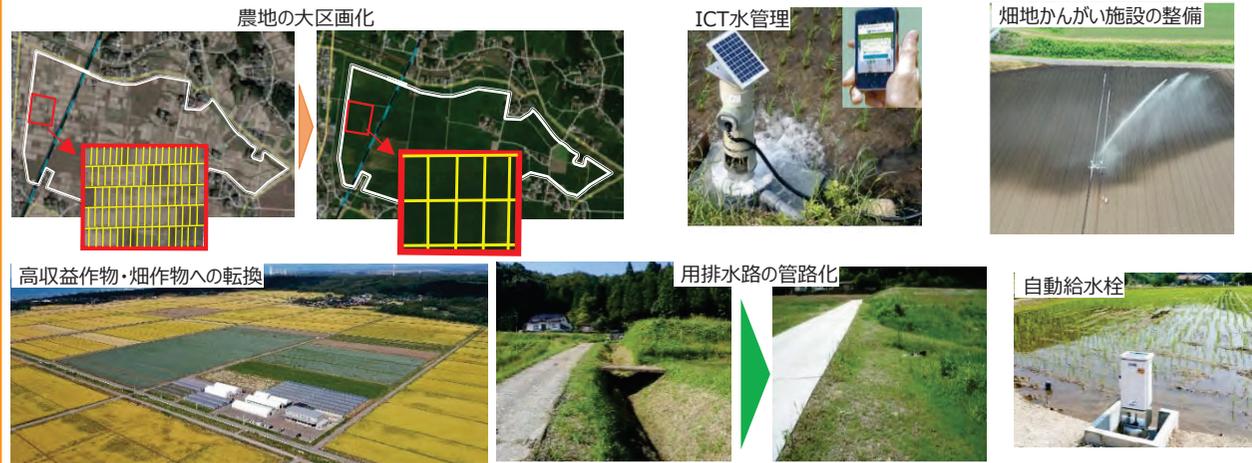
農業水利施設の計画的な更新、緊急的な施設の補強、施設の**集約・再編**や**ポンプ等の省エネ化**、小水力発電等の再エネ利用、操作・運転の省力化・自動化のためのICT導入等を推進するとともに、ほ場周りの水路等については、水路の**管路化**、**自動給水栓**の導入等により**管理作業の省力化**を推進します。また、**土地改良区等による適切な施設管理**を推進します。

3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策

防災重点農業用ため池の**防災工事**、農業水利施設の**長寿命化・耐震化**、これらの農業水利施設や農地を活用した**流域治水の取組**を推進します。また、**農業集落排水施設**、**農道等の強靱化**を推進します。

<事業イメージ>

1. スマート農業、国内の需要等を踏まえた生産に対応した基盤整備



2. 農業水利施設の戦略的な保全管理



3. 農業・農村の強靱化に向けた防災・減災対策



<事業の流れ>



※ 事業の一部は、直轄で実施（国費率2/3等）

<対策のポイント>

農業競争力強化を図るため、農地中間管理機構等とも連携し、農地の大区画化や汎用化、農業水利施設の更新・長寿命化等を行い、担い手への農地集積・集約化や高収益作物への転換、水利用の効率化、水管理の省力化等を推進します。

<政策目標>

- 基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）
- 基盤整備完了後、一定期間が経過した地区において、園芸作物の生産額が2割以上増加している地区の割合（8割以上〔令和11年度まで〕）

<事業の全体像>

1. 農業競争力強化農地整備事業

農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化や、生産効率の向上、高収益作物への転換等を図る農地の大区画化・汎用化など、農地の整備を推進します。

2. 農地中間管理機構関連農地整備事業

農地中間管理機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらずに行う基盤整備を支援します。

3. 水利施設整備事業

農業水利施設の適切な更新・長寿命化対策に加え、管路化・ICT活用等により水利用の効率化、水管理の省力化を図ります。

4. 畑地帯総合整備事業

畑地のかんがい施設整備や区画整理、水田地帯における畑作物・園芸作物を導入した営農体系への転換のための汎用化・畑地化など、畑地・樹園地の高機能化を推進します。

農業競争力強化を図るための基盤整備



[お問い合わせ先]

(1、2の事業)
(3、4の事業)

農村振興局農地資源課
水資源課

(03-6744-2208)
(03-3502-6246)

<事業の流れ>



農村地域防災減災事業 <公共>

令和8年度予算概算決定額 34,376百万円 (前年度 38,086百万円)
 [令和7年度補正予算額 44,628百万円]

<対策のポイント>

地震・集中豪雨等による災害を防止し、農村地域の防災力の向上を図るための総合的な防災・減災対策を推進します。

<事業目標>

- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 (21万ha [令和11年度まで])
- 防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合 (9割以上 [令和11年度まで])

<事業の内容>

1. 防災・減災対策にかかる計画の策定 (調査計画事業)

- ・ 地域の防災・減災対策に必要な諸条件に関する調査、農村地域防災減災総合計画の策定等

2. 農業用施設等の整備 (整備事業)

- ・ 自然的・社会的要因で生じた農業用施設等の機能低下の回復や災害の未然防止を図るための整備、防災機能を維持するための長寿命化対策の実施、切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラの整備等
- ・ ため池整備事業及び防災重点農業用ため池緊急整備事業の小規模事業において、国土強靱化対策として実施する場合、受益面積要件を撤廃する措置の期限を令和12年度まで延長
- ・ 豪雨等による二次災害が予想される地区において、実施計画策定等に対する定額補助の期間を令和12年度まで延長
- ・ 地域防災機能増進事業 (土地改良施設耐震対策事業) において、耐震化対策を行う施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>

1/2、定額等



都道府県

国

1/2、定額等



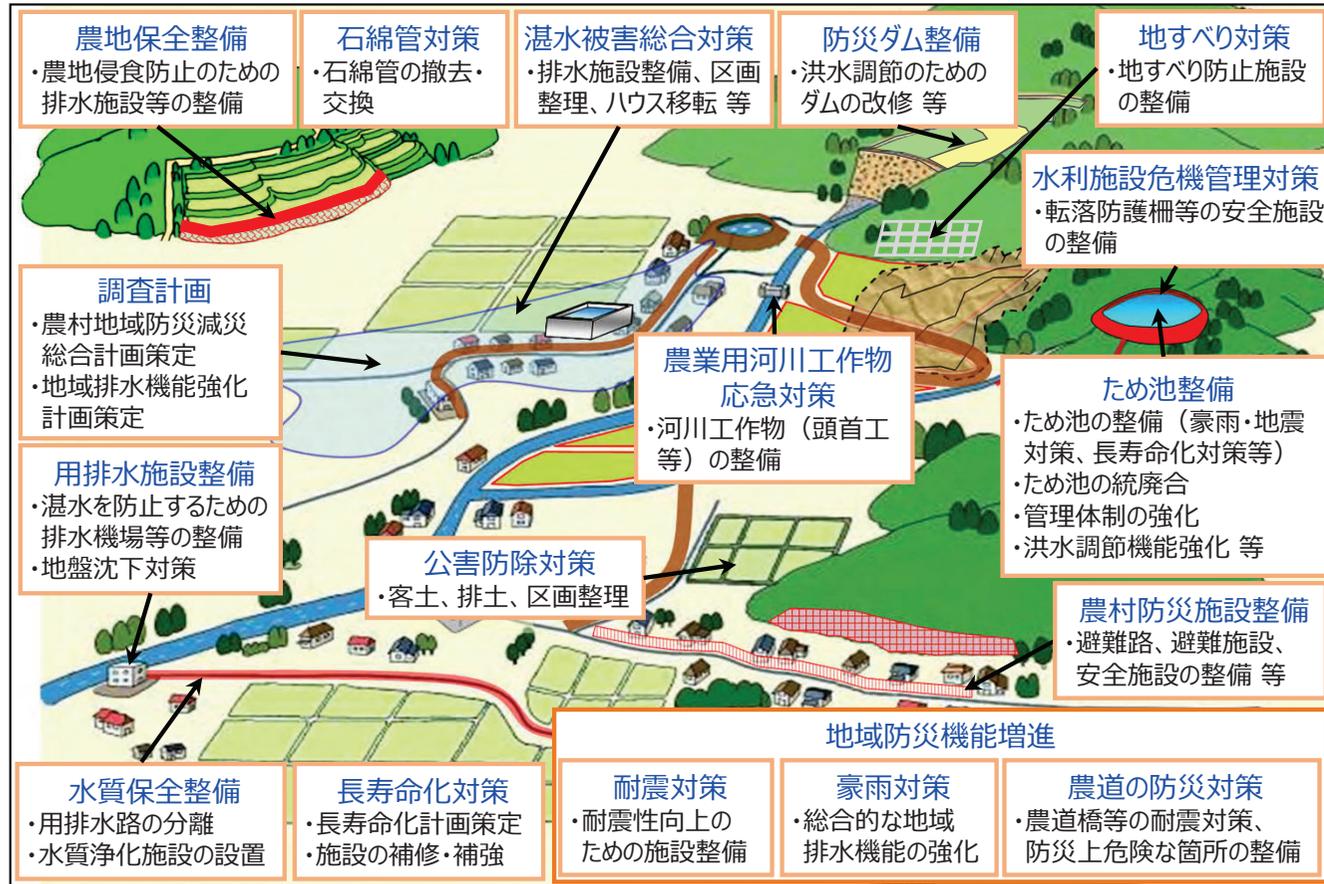
都道府県



市町村等

<事業イメージ>

総合的な防災減災計画に基づき、優先順位に応じて以下の防災・減災対策を推進



頻発化・激甚化する豪雨災害、大規模化する地震災害への対策強化

～農村地域防災減災事業の拡充～

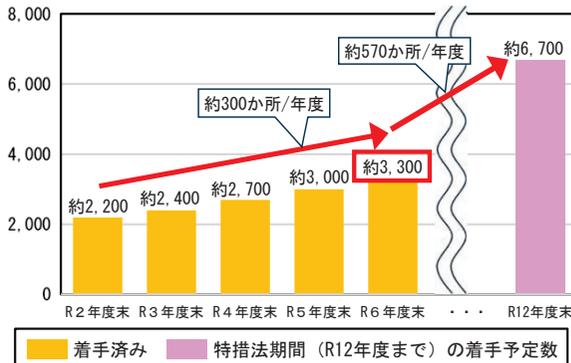
- 頻発化・激甚化する豪雨災害、大規模化する地震災害への対策を強化すべく、実施計画策定等や耐震対策と一体不可分な範囲の補修又は更新等を機動的に実施。

ため池整備事業、 防災重点農業用ため池緊急整備事業

現状・課題

- 特措法施行後5年が経過し、一定数の防災重点農業用ため池（以下「防重ため池」という。）は対策が進んでいるものの、防災工事が必要と判明している防重ため池は依然として多数存在し、特措法期間内における防災工事の加速化を図る必要。

< 防災工事の進捗状況（令和7年3月末時点） >



今後の対応

- ため池整備事業及び防災重点農業用ため池緊急整備事業の小規模事業において、受益面積要件を撤廃する措置の期限（令和7年度まで）を、第1次国土強靱化実施中期計画の計画期間である「令和12年度」まで延長。（通常2haのところ、第1次国土強靱化実施中期計画の目標達成に資するものは、受益面積要件を設けない。）

実施計画策定等

現状・課題

- 第1次国土強靱化実施中期計画において、「湛水被害等のおそれがあり、防災対策（豪雨対策、地震対策、地滑り対策等）を講ずる優先度が高い農地等（約50万ha（令和6年度末時点））における対策完了率」を令和12年度までに50%とすることを目標に設定。
- 地方公共団体等による農村地域の排水対策など、防災・減災対策を引き続き推進する必要。

今後の対応

- 豪雨等による二次災害が予想される地区において、実施計画策定等に対する定額補助^{*}の期間（令和7年度まで）を、第1次国土強靱化実施中期計画の計画期間である「令和12年度」まで延長。

※ 通常定率50%

地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）

現状・課題

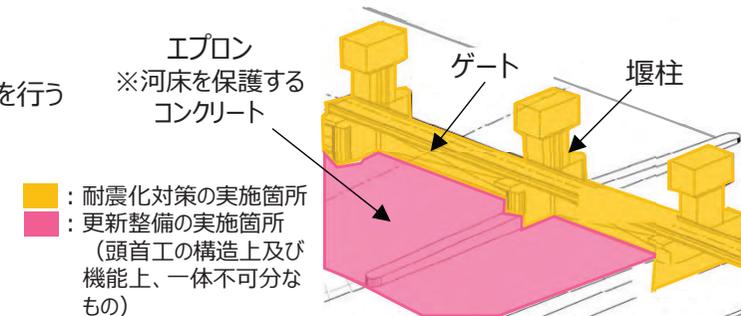
- 今後30年以内に80%程度の確率で発生が予想されている南海トラフ大規模地震の被害想定範囲には、全国の基幹的農業水利施設の約3割が存在するなど、大規模地震の発生に備えた対策を推進する必要。
- 耐震対策の対象部分と一体不可分の箇所が老朽化している場合、老朽化している箇所の機能回復も適切に行わなければ、耐震対策の効果が損なわれるおそれがある。

今後の対応

- 地域防災機能増進事業（土地改良施設耐震対策）において、耐震化対策を行う農業用排水施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲の更新整備を耐震化対策の一環として実施。

頭首工の例

堰柱等の耐震化対策を行う頭首工において、エプロン等頭首工と一体不可分な範囲の更新整備を実施。



実施要件

以下の全ての要件に該当する場合、土地改良施設耐震対策において、耐震化対策の一環として更新整備が可能。

- (1) 耐震化対策を行う施設であること（人命・財産等への影響が大きく、重要度が高い施設であること）
- (2) 耐震化対策を行う施設と構造上及び機能上、一体不可分な範囲で老朽化による機能低下がみられること
- (3) 施設の長寿命化に配慮した更新整備計画が策定されていること
- (4) 耐震化対策に係る事業費が総事業費の1/2以上であること

農山漁村地域整備交付金 <公共>

令和8年度予算概算決定額 76,249百万円 (前年度 76,249百万円)

<対策のポイント>

地方が地域の自主性と創意工夫を活かしつつ実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

<事業目標>

- 農業生産基盤整備の実施地区における担い手の米生産コストの労働費削減（現状比6割削減〔令和11年度まで〕）
- 木材供給が可能となる育成林の資源量の増加（25.5億m³〔令和10年度まで〕）
- 気候変動を踏まえた高潮・津波に対応した海岸堤防等の整備の推進

<事業の内容>

1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した農山漁村地域整備計画を策定し、これに基づき事業を実施します。
2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施することができます。
 - ① 農業農村分野：農地整備、農業用排水施設整備、海岸保全施設整備等
 - ② 森林分野：予防治山、路網整備等
 - ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、海岸保全施設整備等

※ このほか、盛土による災害の防止に向けた緊急的な対策等を支援します。
3. 都道府県又は市町村は、自らの裁量により地区ごとに交付金の配分が可能です。
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

<事業イメージ>

交付金を活用した事業例

【農業農村基盤整備】



ほ場整備による農業生産性の向上と秩序ある土地利用の推進



老朽化した用水路の整備・更新と秩序ある土地利用の推進

【水産基盤整備】



漁業作業の効率化と安全対策のための漁港整備（岸壁改良）

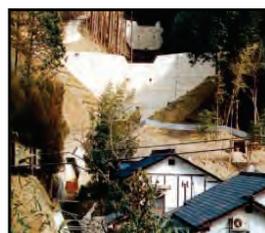


漁村における津波避難対策のための避難施設、避難経路の整備

【森林基盤整備】



林道等の整備により効率的な間伐材等の搬出を実現



治山施設による山地災害の未然防止

【海岸保全施設整備】



津波、高潮による被害を未然に防ぐため海岸堤防の整備を推進



津波・高潮対策としての水門整備

(共通) 切迫する南海トラフ地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等の発生を見据えた防災インフラ整備

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 (農業農村分野) 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
 (森林分野) 林野庁計画課 (03-3501-3842)
 (水産分野) 水産庁計画・海業政策課 (03-6744-2387)

農地耕作条件改善事業

令和8年度予算概算決定額 20,275百万円（前年度 19,843百万円）
〔令和7年度補正予算額 10,000百万円〕

<対策のポイント>

農地中間管理機構による担い手への農地集積等に向けて、地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換、麦・大豆の増産、スマート農業の導入、水田貯留機能の向上に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援します。

<事業目標>

基盤整備完了地区における担い手への農地集積率（9割以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

地域の多様なニーズに応じて、以下の1～6を支援します（1～6は組み合わせることが可）。

- 1. 農地集積促進**
畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等の担い手への集積に向けたきめ細かな耕作条件の改善を支援します。
- 2. 高収益作物転換**
高収益作物への転換に向けた基盤整備に加え、輪作体系の検討や栽培技術の研修会、高付加価値農業施設の設置等の高収益作物への転換に必要な取組を支援します。
- 3. スマート農業導入**
スマート農業の導入に向け、基盤整備と一体的に行うGNSS基地局の設置等を支援します。
- 4. 病害虫対策**
農地の土層改良や排水対策等の病害虫の発生予防・まん延防止に必要な基盤整備等を支援します。
- 5. 水田貯留機能向上**
水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な基盤整備等を支援します。
- 6. 土地利用調整**
多様で持続的かつ計画的な農地利用のためのゾーニングに必要な交換分合や基盤整備等を支援します。

※地域計画内における整備農地周辺の未整備農地を整備する場合、機構集積推進費の活用が可能
※高収益作物の転換割合に応じ、高収益作物導入促進費の活用が可能
（事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象外の農地となる場合、高収益作物導入推進費の活用が可能）

【実施区域】 農振農用地区域のうち地域計画の策定区域等
【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2人以上 等

<事業の流れ>



<事業イメージ>

きめ細かな耕作条件改善への支援



高収益作物への転換に向けた支援



スマート農業導入への支援



「田んぼダム」の取組支援



病害虫対策への支援



農地耕作条件改善事業（1/2）

地域の多様なニーズに応じて、
以下の①～⑥を支援
(①～⑥は組み合わせることが可)

- ・対象区域：農振農用地のうち地域計画の策定区域、生産緑地等（④～⑥除く）
- ・事業主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人 等
- ・実施要件（共通）：事業費200万円以上、農業者2者以上、活用する支援に応じた計画策定、ハード事業の実施

① 農地集積促進 農地中間管理機構による地域内への担い手への農地集積に向けた、きめ細かな耕作条件の改善を支援します。

- (ハード) 区画拡大、暗渠排水、湧水処理、客土、除礫、末端畑地かんがい施設、用排水路や農作業道等の更新整備（定額※1）、農業用排水施設、土層改良、区画整理、農作業道、ICT水管理や防草対策等の管理省力化支援（定率※2）等
- (ソフト) 集積に向けた調査・調整や先進的省力化技術導入等の条件改善推進※3（定額）、導入作物に応じた品質向上支援（定率）等
- ※1 定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当。R8年度単価は、区画拡大（27万5千円/10a等）、暗渠排水（22万5千円/10a等）など
- ※2 定率助成の補助率は、平地50%、中山間地域55% など ※3 単年度あたり300万円迄を支援



畦畔除去

② 高収益作物転換 高収益作物転換に向けた基盤整備や営農定着に必要な取組を支援します。

【実施要件】 受益農地の1/4以上を新たに高収益作物に転換すること

- (ハード) 高収益作物の転換に向けた暗渠排水、客土、末端畑地かんがい施設（定額）、農業用排水施設、区画整理（定率）等
- (ソフト) 高収益作物への転換支援※4、新植・改植支援、幼木管理支援（定額）、高収益作物導入支援※5（定率）等
- ※4 高収益作物転換プラン作成支援、技術習得方法の検討と実践、技術者育成、試験販売等の経営展開支援、現場での研修会等について、単年度あたり300～500万円迄を支援
- ※5 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械のリース、高付加価値農業施設の設置 等



高付加価値農業施設の設置

③ スマート農業導入 スマート農業に必要なGNSS基地局の設置等の整備やスマート農業の導入を支援します。

- (ハード) スマート農業の導入に向けた区画拡大（定額）、区画整理、農作業道の整備、GNSS基地局の整備（定率）等
- (ソフト) トラクタへの自動操舵システム等の先進的省力化技術の導入、基地局の整備に必要な調査・調整支援（定率）等



GNSS基地局設置

④ 病害虫対策 病害虫の発生予防やまん延防止に向けた対策を支援します。

【事業実施区域】 植物防疫法に基づく発生予察情報において、警報・注意報・特殊報の発表された区域

- (ハード) 反転耕、混層耕、堆肥施用、明渠排水、客土（定額）、排水路の新設・変更（定率）等
- (ソフト) 土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）、条件改善促進支援（定率）等



客土・反転耕

⑤ 水田貯留機能向上 水田の雨水貯留機能を向上する「田んぼダム」の実施に必要な整備を支援します。

【事業実施区域】 農振農用地のうち、地域計画策定区域等であり、かつ、流域治水プロジェクト等が策定され、流域治水対策を実施する区域

- (ハード) 「田んぼダム」実施に向けた畦畔の更新、排水柵の設置（定額）等
- (ソフト) ※6「田んぼダム」実施に向けた地元調査・調整経費、下流域の住民と行う実証、堰板購入等の条件改善推進（定額）等
- ※6 ソフト事業はハード実施区域に限らず、流域治水対策実施区域内での実施が可能



排水柵と堰板の整備

⑥ 土地利用調整 多様で持続的かつ計画的な農地利用の実現に向けた、ゾーニングに必要な交換分合や整備を支援します。

【事業実施区域】 農振農用地のうち地域計画の策定区域等及びその周辺農地

- (ハード) 粗放的農地利用整備（用地、作業道等の整備、土地改良施設の撤去等）（定率）等
- (ソフト) 交換分合や土地利用の調査・調整等の条件改善推進（定額）等



粗放的な農地利用

農地耕作条件改善事業 (2/2)

[機構集積推進費] ※下線部は拡充内容

- 地域計画について、策定後の次のステップとして地域計画の実現を推進していくことが必要であるが、担い手が地域の農業を担うに当たって農地が未整備であること、所有者や耕作者に負担をする準備がないことが制約要因となっている。
- 一方で、既に整備が進んでいる地域では、集積の受け皿となる担い手がいるなど農地を集積できる条件が整っていると考えられることから、このような地域において未整備農地が残っている場合には、農地耕作条件改善事業の農業者負担に対し、機構集積推進費を交付することにより、担い手への集積を加速化。



事業内容： 定率助成のハード整備メニューの事業費の最大12.5%（全額国費）を交付。

実施主体： 都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合等

実施要件： ・地域計画区域内で新たに整備する農地面積が、5 ha未満であること
※従前の要件を一部撤廃

- ・以下の①～③の期間の合計が15年以上の農地
 - ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間
 - ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている農地の期間
 - ③機構が農地を所有している期間

・事業完了後3年以内に担い手への集積率を100%とすること。

・本推進費と経営転換協力金を重複して交付しないこと

・未整備農地及び地域計画内の過去に国費が投入された農地について、本事業による整備及び過去の基盤整備等により収益性が20%以上向上すること

・主として水稻等の土地利用型作物を作付けしている地区は、事業実施後において、経営耕地面積が1 ha以上の経営体が大宗を占めること

[高収益作物導入促進費]

- 主食用米の需要が減少傾向が続く中、既存の水田において、大区画化・汎用化を進め、畑作物、なかでも、**野菜等の収益性の高い作物への転換を図ることが重要。**
- 一方、高収益作物の導入は、ハードルの高いものであるため、高収益作物転換型において、**ビニルハウス等の施設園芸に必要な施設整備、果樹等の植え付けを行ったほ場等の高収益作物への転換率に応じ、高収益作物導入促進費を交付（国費負担：50%等）**することにより、高収益作物への転換を強力に推進。

※ なお、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となる場合、高収益作物導入推進費として、全額国費による支援が可能。

高収益作物転換率に応じた助成

| 高収益作物転換率 | 助成割合 |
|----------|-------|
| 50%以上 | 12.5% |
| 40%～50% | 10.0% |
| 30%～40% | 7.5% |

推進費・促進費を活用する場合のガイドライン

通常のガイドライン

| 事業主体 | 国 | 都道府県 | 市町村 | 地元 |
|-------|-----|-------|-----|--------------|
| 都道府県営 | 50% | 27.5% | 10% | 12.5% |
| 市町村営 | 50% | 14% | 21% | 15% |
| 改良区営 | 50% | 14% | 13% | 23% |

上記を活用する場合のガイドライン

| 事業主体 | 国 | 都道府県 | 市町村 | 地元 |
|-------|-----|-------|-------|--------------|
| 都道府県営 | 50% | 27.5% | 10% | 12.5% |
| 市町村営 | 50% | 45% | 22.5% | 12.5% |
| 改良区営 | 50% | 45% | 22.5% | 12.5% |

※標準的な負担割合
 なお、北海道、沖縄県、奄美、離島、中山間地域等については、別の負担割合を設定

<対策のポイント>

農業水利施設のきめ細かな長寿命化対策、機動的な防災減災対策等を支援します。

<事業目標>

- 農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha〔令和11年度まで〕）
- 防災対策を講じる優先度が高い防災重点農業用ため池における防災工事着手割合（9割以上〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1 きめ細かな長寿命化対策

- ① 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、管路化、水管理のICT活用等による水管理・維持管理の省力化、農業水利施設のスペア資材の確保、農道（避難路等）の整備を支援します。
- ② ハード対策を行うための機能診断・機能保全計画の策定、土地利用調整等を支援します。

2 機動的な防災減災対策

- ① 災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための監視機器の設置、農業水利施設の撤去、ため池の廃止（被災を契機に廃止することとなったため池の堤体の開削など二次災害を防止するために行う応急対策を含む。）、渇水対策のポンプ設置、農道（避難路等）の整備等の防災減災対策を支援します。
- ② ハード対策を行うための耐震性点検・調査等を支援します。
- ③ 合併浄化槽への転換により用途廃止される農業集落排水施設の単独撤去を支援します。
- ④ 流域治水対策のための農業水利施設への危機管理システムの整備等を支援します。

3 ため池の保全・避難対策

ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、ため池サポートセンター等が行う管理者への指導・助言等の活動を支援します。（ため池サポートセンター等への支援について、定率助成の上限額を引上げ。）

4 施設情報整備・共有化対策

農業水利施設情報等のGIS化を支援します。

きめ細かな長寿命化対策



漏水防止のための整備



老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の廃止

ため池の保全・避難対策



ため池の現地パトロール

施設情報整備・共有化対策



施設情報等のGIS化

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
防災課 (03-6744-2210)
設計課 (03-6744-2201)
地域整備課 (03-6744-2209)

<事業の流れ>



中山間地域農業農村総合整備事業 <公共>

令和8年度予算概算決定額 4,356百万円 (前年度 3,990百万円)
〔令和7年度補正予算額 2,328百万円〕

<対策のポイント>

中山間地域の特色を活かした営農を確立するため、農業生産を支える水路やほ場等の農業生産基盤と生産・販売施設等の総合的な整備を推進します。

<事業目標>

中山間地域等において、農業生産基盤及び生産・販売施設等の総合的な整備を行っている地区のうち、収益力向上等を達成する地区の割合 (10割 [令和11年度まで])

<事業の内容>

1. 農業生産基盤整備

- 所得確保のための農地の区画整理、農業水利施設、暗渠排水
- 国土保全のための農用地保全施設
- 農業の維持発展を図るための土地基盤の再編・整序化 等

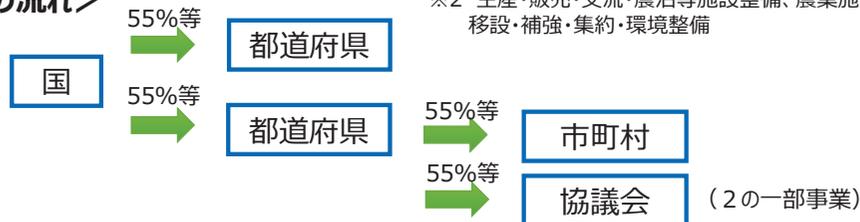
2. 農村振興環境整備 (1に付帯して実施)

- 農産物の付加価値を高めるための加工・販売施設
- 高収益作物の導入に必要な農業施設
- 地産地消型エネルギーシステム構築のための農村資源利活用推進施設 等

<実施要件>

- 農産物の高付加価値化等を通じた地域の所得確保及び農地や水利施設等の生産基盤の保全・再編利用に取り組む地域
- 農業生産基盤※1 1工種以上かつ全体で2工種以上
- 受益面積が農業生産基盤※1の合計で10ha以上 (生産・販売施設等※2と一体で整備する場合は5ha以上)
- 5法指定地域又は指定棚田地域であって、林野率50%以上かつ農用地の傾斜が1/100以上の面積が生産基盤整備を行う農用地の面積の50%以上を占める地域

<事業の流れ>



※1 土地基盤の再編・整序化及び埋蔵文化財調査を除く
※2 生産・販売・交流・農泊等施設整備、農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備

<事業イメージ>



<対策のポイント>

老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性を確保するとともに、地方移住への関心が高まっている機を捉えて農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道等の再編・強靱化、高度化など、農村に人が安心して住み続けられる条件の整備を推進します。

<事業目標>

- 最適整備構想で早期に対策が必要と判明している農業集落排水施設の対策着手 (10割 [令和11年度まで])
- 個別施設計画で早期に対策が必要と判明している農道橋及び農道トンネルの対策着手 (10割 [令和11年度まで])

<事業の内容>

1. 農業集落排水施設整備事業

農業集落排水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、維持管理の効率化等に資する施設の高度化を支援します。

2. 農道・集落道整備事業

農道・集落道のうち、基幹的な農道、避難等に必要農道・集落道、老朽化等により被害が生じるおそれがある跨道橋・跨線橋等の強靱化、農産物の輸送コストの削減等に資する拡幅等の高度化を支援します。

(河川工事等による補償で造成された農道橋等も対象施設になることを明確化)

3. 営農飲雑用水施設整備事業

営農飲雑用水施設のうち、大規模施設や被災リスクのある施設の強靱化、生産性の向上や6次産業化等に資する施設の高度化を支援します。

4. 地域資源利活用施設整備事業

農業水利施設等への電力供給や災害時の非常用電源となる地域資源利活用施設の強靱化を支援します。

5. 集落防災安全施設整備事業

災害による被災時に家屋や公共施設等に被害が生じるおそれのある集落防災安全施設の強靱化を支援します。

※下線部は拡充内容

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農村地域の生活に不可欠な農村インフラ



農業集落排水施設



農道・集落道



営農飲雑用水施設



地域資源利活用施設
(太陽光発電施設)



集落防災安全施設
(土砂崩壊防止施設)

農村インフラの強靱化

重要な農村インフラの点検診断、計画策定、耐震・浸水・停電対策、保全対策、更新・撤去等



農村インフラの高度化

生産性の向上、生産コストの縮減、維持管理の効率化等に資する施設の計画策定、整備等



畑作等促進整備事業

令和8年度予算概算決定額 2,855百万円（前年度 2,200百万円）

<対策のポイント>

麦・大豆や野菜等の生産拡大を図るため、畑作物・園芸作物を作付けする地域において、**畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備**をきめ細かく機動的に支援します。

<事業目標>

農業水利施設の機能が保全され、農業用水が安定的に供給されている農地面積の割合（10割〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1 ハード事業

畑作物・園芸作物の生産性向上のための**畑地かんがい施設の整備、区画整理、農道整備**、水稻から畑作物・園芸作物への作付転換に必要な**排水改良やパイプライン化等**の基盤整備を支援します。

2 ソフト事業

実証ほ場の設置・運営、農業機械・施設のリース、果樹・茶に係る新植・改植、作付転換等の営農の転換等に向けた取組を基盤整備と一体的に支援します。

<事業イメージ>

畑地帯のきめ細かな基盤整備への支援



畑地かんがい施設の整備



農道整備による輸送効率の向上



畑の排水改良

水田地域の作付転換への支援



暗渠排水の整備



野菜・果樹への転換

【実施区域】 農振農用地区域（畑作物・園芸作物が作付けされる農地）等

【実施要件】 総事業費200万円以上、農業者数2者以上、
工事期間原則5年以内 等

<事業の流れ>



<対策のポイント>

農業者が減少する中、生産性の向上、生産コストの低減に向け、**農業水利施設等の管理の省力化・高度化**や**スマート農業の実装**を推進するとともに、**地域活性化を促進**するため、農村地域における**情報通信環境の整備**を支援します。

<事業目標>

情報通信環境の整備に取り組む地区（約100地区〔令和11年度まで〕）

<事業の内容>

1. 計画策定事業

① 計画策定支援事業

情報通信環境に係る調査、計画策定に係る取組を支援します。また、情報通信分野の知見を持つ人材を育成する取組を支援します。

② 計画策定促進事業

事業を進める中で生じる諸課題の解決に向けたサポート、ノウハウの横展開等を行う民間団体の活動を支援します。

2. 施設整備事業

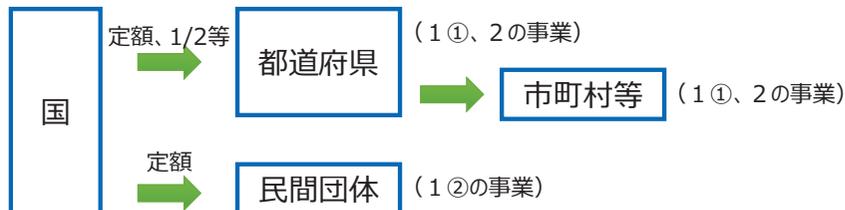
① 農業水利施設等の管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設及び附帯設備の整備を支援します。

② ①の情報通信施設を地域活性化に有効活用するための附帯設備の整備を支援します。

【実施要件】

- ・事業実施計画を策定していること（1、2の事業）
- ・総事業費200万円以上 等（2の事業）

<事業の流れ>



<事業イメージ>

情報通信施設










光ファイバ

無線基地局。地域の取組内容に応じて適切な通信規格（LPWA、BWA、Wi-Fi、ローカル5G等）を選定。

（情報通信施設の活用例）

- 農業水利施設等の管理の省力化・高度化に関する利用
- スマート農業の実装に関する利用
- 地域活性化に関する利用

— 事業活用事例（A地区） —



- 計画策定支援事業を活用し、地域一体となって事業を推進する取組体制を構築。
- 国営事業によるほ場整備と併せて、無線基地局を整備し、農機の自動操舵のためのRTK-GNSS基準局、自動給水栓等を導入予定。

直轄地すべり対策事業 <公共>

令和8年度予算概算決定額 500百万円（前年度 720百万円）

<対策のポイント>

農地・農業用施設や人家、公共施設などを地すべりから守り、国土の保全や安全で快適な生活環境の実現に貢献するため、地すべり防止区域内の**地すべり防止工事を推進**します。

<事業目標>

湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積（21万ha [令和11年度まで]）

<事業の内容>

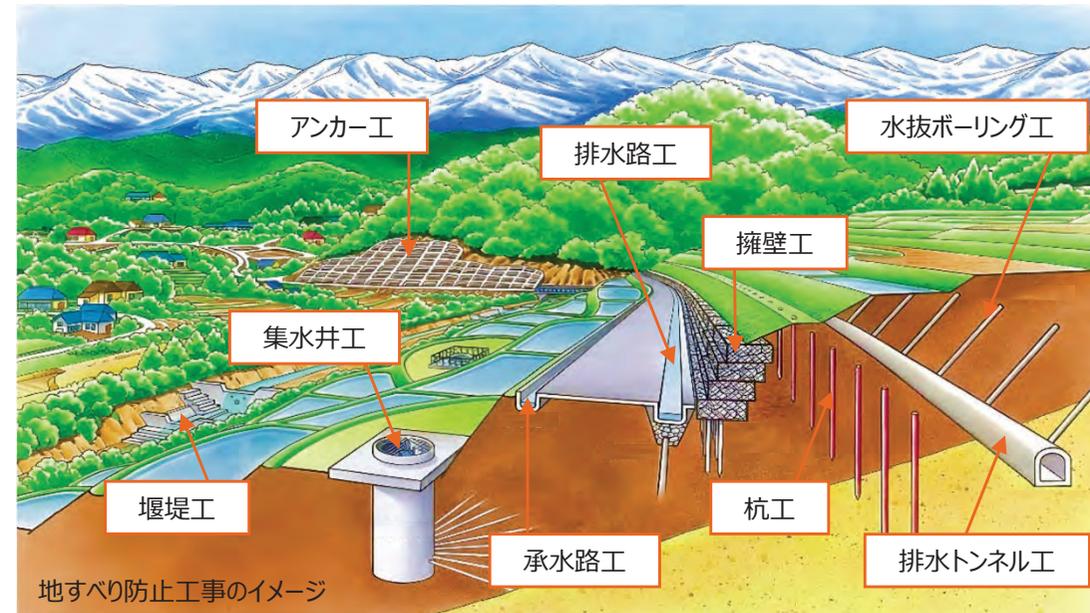
<事業イメージ>

地すべりによる被害を除去・軽減するため、地表水・地下水の排除、土留工、侵食防止工等の**地すべり防止工事を実施**します。

【実施要件】

- ・ 規模が著しく大きいもの（おおむね50億円以上）
- ・ 高度の技術を必要とするもの
- ・ 高度の機械力を使用して実施する必要があるもの
- ・ 都道府県の区域の境界にかかるもの

※ 地すべりとは、急傾斜地の崩壊とは異なり、地下水等に起因して土地の一部がすべる現象のこと。



<事業実施主体>

国（国費率：溪流工事2/3、その他工事1/2）



農地中間管理機構の機能強化と担い手への農地の集約化の推進

令和8年度予算概算決定額 4,644百万円（前年度 4,276百万円）
〔令和7年度補正予算額 8,000百万円〕

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けた、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借等を進めることで、農地バンクを活用した農地の集約化等の取組を支援するとともに、農業者の大幅な減少や受け手不在農地の発生など地域計画の策定により顕在化した課題に対応するため、農地バンクによる大規模経営体への集約化や新たな担い手を誘致するための取組を支援します。

<政策目標>

担い手への農地集積率向上（7割〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

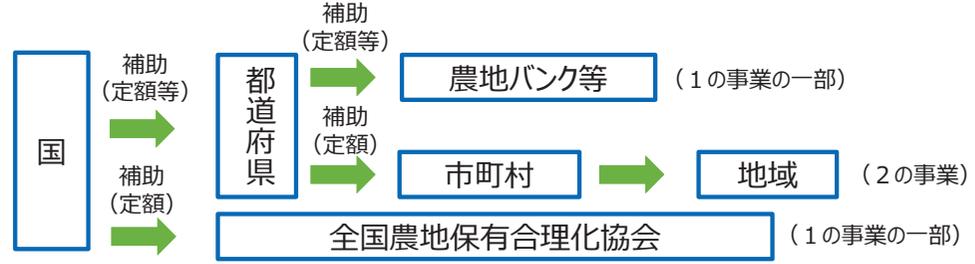
1. 農地中間管理機構事業 4,644百万円（前年度 4,276百万円）

農地バンクがリタイアする農業者の農地を借り入れ、受け手が確保されるまでの間の保全管理及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員の配置等による事業推進など農地バンク事業の実施に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入等に対する利子助成を行います。

2. 農地集約化促進事業 【令和7年度補正予算額】8,000百万円

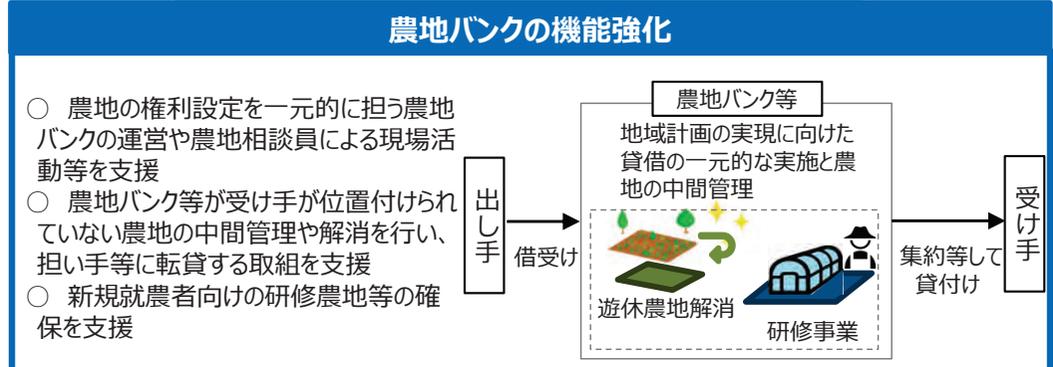
地域計画の早期実現に向け、農地バンクを通じた貸借等により、農地の集約化等に取り組む地域を支援します。また、生産コストの低減を実現するため、生産性向上に向けた大規模な農地の集約化等の取組を支援します。更に地域計画において受け手が位置付けられていない農地を活用して新たな担い手を誘致する団地の創出に取り組む地域を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集約化等（イメージ）



新基本計画実装・農業構造転換支援事業

令和8年度予算概算決定額 21,739百万円（前年度 8,000百万円）
〔令和7年度補正予算額 61,683百万円〕

<対策のポイント>

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ策定された、新たな「食料・農業・農村基本計画」に基づき、農業の構造転換をしていくため、地域農業を支える老朽化した**共同利用施設の再編集約・合理化**に取り組む産地を支援します。

<事業目標>

共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を拡大

<事業の内容>

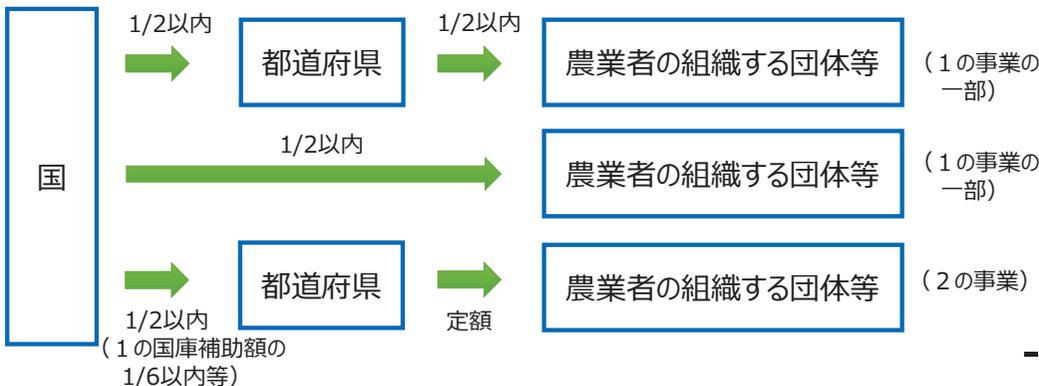
1. 共同利用施設の再編集約・合理化

地域計画により明らかになった地域農業の将来像の実現に向けて、老朽化した穀類乾燥調製貯蔵施設や集出荷貯蔵施設等の**共同利用施設の再編集約・合理化**を支援します。

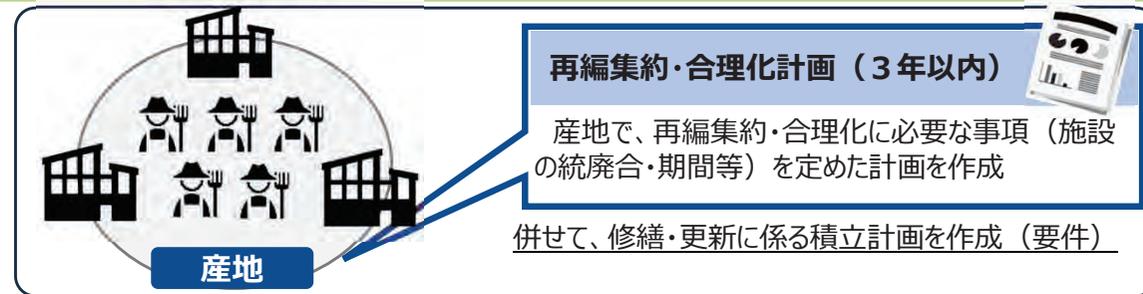
2. 再編集約・合理化の更なる加速化

1の再編集約・合理化に取り組む産地に対し、**都道府県等が当該取組の加速化に向けた支援**を行う場合、**その費用の一部を支援**します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



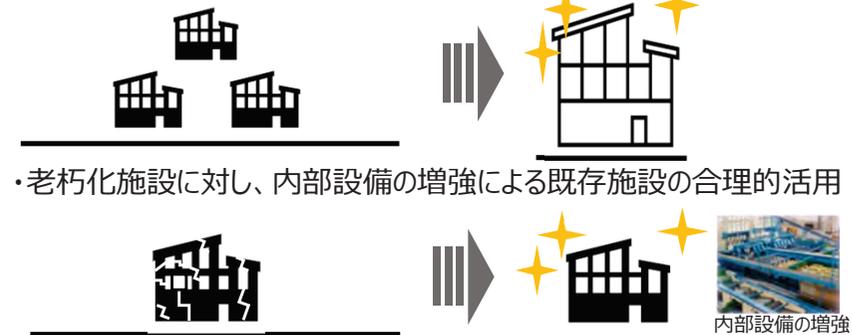
同計画に基づく取組の支援、更なる加速化

<再編集約・合理化のイメージ>

・複数の既存施設を廃止し、合理化して新規に設置

・老朽化施設に対し、内部設備の増強による既存施設の合理的活用

※ 補助上限額：20億円/年×3年
※ 既存施設の撤去費用を含む。



農業の構造転換を実現

<対策のポイント>

豪雨や地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を守るため、能登半島の複合災害等の教訓を踏まえて短期間により多くの箇所で安全性を向上させる応急対策を強化するとともに、施工性の高い工種・工法の導入促進など、効率的かつ効果的な国土強靱化に向けた取組を推進します。

<事業目標>

周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加 (約58.1千集落 [令和5年度] →約60.5千集落 [令和10年度])

<事業の内容>

1. 能登半島の複合災害等の教訓を踏まえた治山対策の強化

- ① 複合災害に備え短期間により多くの箇所で安全性向上を図るため、流木の発生源調査や、激甚災害被災地での危険箇所調査に基づく応急対策を支援します。
- ② 土砂流出の懸念がある山火事跡地において、ワイヤーネット等の簡易的な構造物の設置による応急対策や森林土壌調査を支援します。
- ③ 海岸防災林における津波被害軽減機能の発揮等に向けた適切な密度管理や津波浸水想定区域における避難経路等に近接する危険木除去を支援します。

2. 効率的かつ効果的な国土強靱化に向けた取組の推進

- ① 「選ばれる森林土木」となるよう、治山工事におけるプレキャスト等の施工性の高い工種・工法の導入を促進します。
- ② 第1次国土強靱化実施中期計画で掲げる治山対策の効果を早期に発現させるため、施設の新設と併せた既存施設の機能強化・長寿命化対策を推進します。
- ③ 効果的な森林病虫獣害対策を実施し、森林の防災機能を面的に維持・発揮させるため、地域で森林保全対策を実施する関係機関等と連携した治山対策を促進します。

(関連事業) 治山施設災害復旧事業

地すべり防止施設が被災した場合の緊急的な二次災害防止対策を事業対象に追加します。

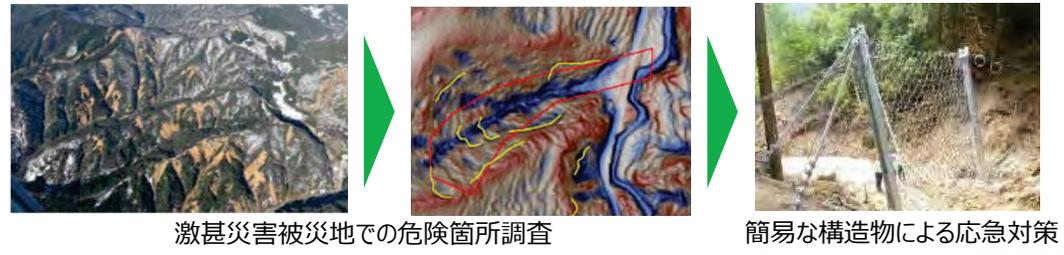
<事業の流れ>



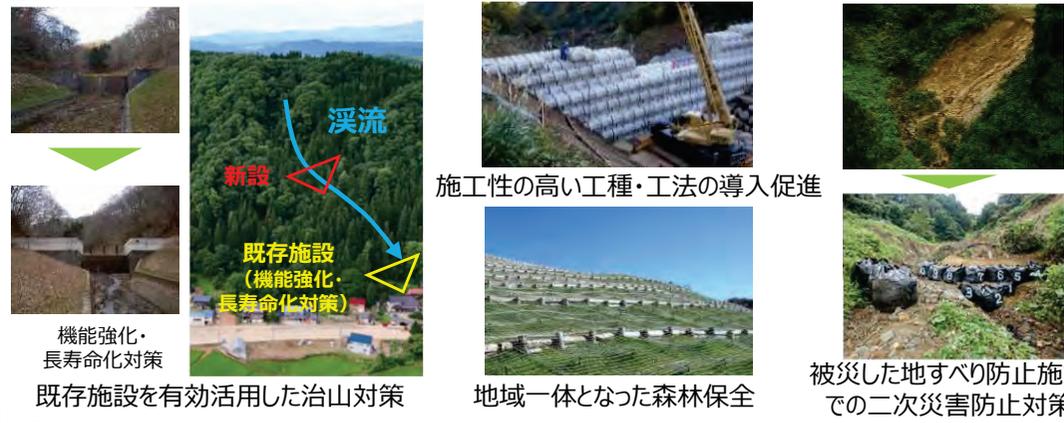
※ 国有林、民有林のうち大規模な山腹崩壊地等においては、直轄で実施

<事業イメージ>

○能登半島の複合災害等の教訓を踏まえた治山対策の強化



○効率的かつ効果的な国土強靱化に向けた取組の推進



<対策のポイント>

森業の振興などを通じた山村集落の維持・活性化を図り、森林の多面的機能の発揮を確保するため、手入れが行き届かない、地域の身近な**里山林の整備・活用に取り組む活動組織の確保・育成**、「半林半X」※も含めた**活動の実践**を支援します。

※「半林半X」とは、他の仕事でも収入を得ながら、地域の森林資源から林業収入を得ることにより生計を立てるライフスタイル。

<事業目標>

5年以上継続的に活動している活動組織の割合（70% [令和11年度]）

<事業の内容>

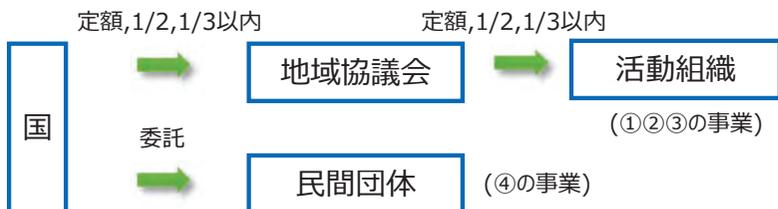
里山林活性化による多面的機能発揮対策

森業の振興などによる山村集落の維持・活性化や、森林の多面的機能の発揮に向けて、林業事業体による経営管理がされにくい里山林の整備を促進するため、

- ① 地域協議会が行う活動組織の確保・育成に向けた説明会・体験会の開催、安全な作業技術の習得の支援
- ② 集落活動等として、集落周辺の里山林を活用する取組の支援
- ③ 「半林半X」等を含め、点在する人工林を本格活用する取組の支援
- ④ 活動組織の活動成果の評価検証等を実施します。

※②③については、市町村が定める山村振興法に基づく「山村振興計画」に、里山林の保全活動が位置付けられている場合に優先採択。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

確保

➤ 里山林の整備・活用に関心のある地域住民等に対して、説明会や活動体験会を開催

育成

➤ 里山林の整備・活用の実践に取り組む活動組織に対する安全対策や施業技術等に関する講習等の実施

➤ 活動組織が行う里山林の整備・活用の実践支援

実践

地域活動型



地域住民等が連携し森林資源を活用する活動への支援

最大12.0万円/ha



地域住民等が連携し竹林資源を活用する活動への支援

最大33.2万円/ha

複業実践型



半林半X等により本格的に人工林を活用する活動への支援

最大19.1万円/ha

上記活動に必要な路網の作設・改修、資機材の整備、地域外関係者の受入環境整備・調整等への支援、アドバイザーの派遣等による活動サポート



要求の背景

- 自然景観など広域で一体の景観を求められるケースでは、市町村域を超えて複数の景観行政団体の景観行政に連携が求められる場合があり、当該景観の保全には、都道府県が広域的な方針（計画）等を策定し、これを踏まえて各景観行政団体が景観計画を策定することが効果的である。
- 自治体規模が小さくなるほど、景観計画の策定率が減少するため、小規模自治体においても景観施策が推進されるような仕組みを構築する必要がある。
- 以上を踏まえ、都道府県が策定する方針（計画）等に基づく、景観計画の新規策定・改定をする市区町村を事業主体に新たに追加することで、地域資源の保全・活用による、地域の個性を確立する持続可能な地方都市の再生を推進していく。

補助対象

- (1) 景観計画策定・改定に要する経費*1
- (2) 景観計画策定・改定にあたっての外部専門家登用やコーディネート活動に要する経費
- (3) 重点地区内の景観規制上既存不適格となる建築物等への是正措置に要する経費

※1. 改定は重点地区の指定及び追加を伴うものに限る

事業主体

- 景観に関連のある計画等*2を定めている市区町村
- 立地適正化計画策定または策定に向けた具体的取組を開始・公表している市区町村
- 都道府県が策定する広域的な景観基本方針等を踏まえ、景観計画の策定・改定に取り組む市区町村

補助率

- | | | |
|-----------|-----------|-----|
| 上記(1)、(2) | a.かつb.の場合 | 1/2 |
| | b.かつc.の場合 | 1/2 |
| | a.の場合 | 1/3 |
| | c.の場合 | 1/3 |
| 上記(3) | a.の場合 | 1/3 |

※2景観に関連のある計画等

- | | |
|----------------------------------|------------------------------|
| ①古都保存法に基づく歴史的風土保存計画 | ⑤棚田地域振興法に基づく棚田地域振興活動計画 |
| ②歴史まちづくり法に基づく歴史的風致維持向上計画 | ⑥「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づく主要な観光地 |
| ③文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区・重要文化的景観 | ⑦都市再生特別措置法に基づく滞在快適性等向上区域 |
| ④観光圏整備法に基づく観光圏整備計画 | ⑧景観法に基づく景観計画 |

地すべり対策事業

■ 予算

令和8年度概算要求：治山治水897,082百万円[省全体]の内数

※上記予算額はデジタル庁一括計上分を含まない

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第10条、第28条

■ 制度

| 目 的 | 事業内容 |
|--|--|
| 地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他のものに対する地すべり等による被害を除却し又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。 | 地すべり防止区域において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設、改良し、その他地すべり等を防止するために国土交通大臣が実施する地すべり防止工事である。 |

採択基準等

国土保全上特に重要な流域であって、次の各号の一に該当するもの

1. その流域が2府県以上にまたがるもの
2. その流域が1府県にとどまるものであっても、地すべりによる荒廃の程度が激甚で、下流に著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 地すべり防止工事の規模が著しく大であるもの
4. 地すべり防止工事が高度の技術又は機械力を必要とするもの

沿 革

・昭和36年度より実施

| 国庫負担率 | |
|-------|---------|
| 2/3 | 渓流にかかる分 |
| 1/2 | その他の分 |

凡例

- 地すべりブロック
- 国道418号
- JR飯田線

重要施設



天龍村役場・老人福祉センター



平岡発電所



● 地すべりブロック上に村の主要施設、重要交通網が集中する長野県天龍村平岡地区 (天龍川中流地区地すべり対策事業)

地すべり対策事業

■予算

令和8年度概算要求：社会資本総合整備1,312,611百万円[省全体]の内数

地すべり等防止法<昭和33年法律第30号>第7条、第29条、第41条、第45条

■制度

| 目 的 | 事業内容 |
|---|---|
| 地すべり対策事業を実施して地すべり防止施設等の新設等を行うことにより、人家、公共建物、河川、道路等の公共施設その他の施設に対する地すべり等による被害を除却し、又は軽減し、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。 | 国土交通大臣が指定する地すべり防止区域等において、排水施設、擁壁その他の地すべり防止施設等を新設し、又は改良する事業、その他地すべり等を防止するために実施する事業である。 |

採択基準等

(地すべり)

地すべり等防止法第3条の規定による地すべり防止区域内において、都道府県知事が施行する地すべり防止工事で、総事業費が1億円以上のもののうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該地すべり防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
5. 貯水量30,000m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは農道又は利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
6. 人家10戸(市街化区域に存するもののうち指定市に係る地すべり防止工事にあつては人家20戸)以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
7. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であつて当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

(ぼた山)

地すべり等防止法第4条の規定によるぼた山崩壊防止区域内において、都道府県知事が施行するぼた山崩壊防止工事で、総事業費が1億円以上のもののうち次のいずれかの要件に該当し、かつ、原則として、当該ぼた山崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(平成12年法律第57号)第7条に基づき土砂災害警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害警戒区域が指定されていること。

また、同法第9条に基づき土砂災害特別警戒区域に指定することができる区域内の家屋等を保全するための事業については、当該事業の保全する区域内において土砂災害特別警戒区域が指定されていること。

1. 多量の崩土が溪流又は河川に流入し、下流河川(一級河川及び二級河川若しくはこれに準ずる河川)に被害を及ぼすおそれのあるもの
2. 鉄道、高速自動車国道、一般国道、都道府県道若しくは市町村道のうち指定市の市道及び迂回路のないもの又はその他の公共施設のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
3. 官公署、学校又は病院等の公共建物のうち重要なものに被害を及ぼすおそれのあるもの
4. 市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの
5. 貯水量30,000m³以上の溜池、関係面積100ha以上の用排水施設若しくは利用区域面積500ha以上の林道に被害を及ぼすおそれのあるもの
6. 人家10戸以上に被害を及ぼすおそれのあるもの
7. 農地10ha以上に被害を及ぼすおそれのあるもの(農地5ha以上10ha未満であつて当該地域に存する人家の被害を合わせて考慮し、これが農地10ha以上の被害に相当すると認められるものを含む。)

沿 革

- ・昭和27年度より実施
- ・昭和47年度より実施(沖縄)
- ・平成2年度に採択基準の改正
- ・平成18年に採択基準の改正
- ・平成22年度より、社会資本整備総合交付金に移行
- ・平成25年度より、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金に移行
- ・令和元年度に採択基準の改正
- ・令和2年度に採択基準の改正

| 国費率 【溪流にかかる分】 | |
|------------------|--------|
| 1/2 | 内地・北海道 |
| 8/10 | 沖縄 |
| 2/3 | 奄美 |

| 国費率 【その他の分】 | |
|----------------|--------|
| 1/2 | 内地・北海道 |
| 6/10 | 沖縄 |
| — | 奄美 |



倉石地区(徳島県三好市井川町)

空家法の空き家等対策計画に基づき市区町村が実施する空き家の除却・活用に係る取組や、NPOや民間事業者等が行うモデル性の高い空き家の活用・改修工事等に対して支援（事業期間：令和8年度～令和12年度）

空き家の除却・活用等への支援(市区町村向け)

<主な実施要件>

○ 空き家の除却事業及び活用事業の実施（＜補助対象事業＞の①及び②）

※空家等管理活用支援法人を指定している場合又は
空家等活用促進区域を指定している場合は本要件を免除

<補助対象事業>

① 空き家の除却

ー特定空家等の除却、跡地を地域活性化のために計画的に利用する除却等

② 空き家の活用

ー地域コミュニティ維持・再生のために10年以上活用するための改修

③ 空き家を除却した後の土地の整備

④ 空き家の活用か除却かを判断するためのフィージビリティスタディ

⑤ 空家等対策計画の策定等に必要空き家の実態把握

⑥ 空き家の所有者の特定

※上記①～⑥は、空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金)でも支援が可能。

⑦ 空家等管理活用支援法人による空き家の活用等を図るための業務

⑧ 空家法に基づく代執行等の円滑化のための法務的手続等を行う事業(附帯事業)

ー行政代執行等に係る弁護士相談費用、財産管理制度の活用に伴い発生する予納金等

⑨ ①～⑥の事業と一体となり、その効果を一層高めるために必要な事業(促進事業)

<主な補助率>

赤字はR8年度拡充事項

(空き家の所有者が実施する場合)

| | | | |
|----|-----|--------|-----|
| 除却 | 国 | 地方公共団体 | 所有者 |
| | 2/5 | 2/5 | 1/5 |

※市区町村が実施する場合は国2/5、市区町村3/5
※代執行等の場合は国1/2、市区町村1/2

(空き家の所有者が実施する場合)

| | | | |
|----|-----|--------|-----|
| 活用 | 国 | 地方公共団体 | 所有者 |
| | 1/3 | 1/3 | 1/3 |

※市区町村が実施する場合は国1/2、市区町村1/2

支援法人
業務

| | |
|-----|--------|
| 国 | 地方公共団体 |
| 1/2 | 1/2 |

※1法人あたり、補助期間最大3年

(空家等活用促進区域を指定している場合は制限なし)

※令和8年度より、支援法人業務の補助対象業務を追加

モデル的な取組への支援(NPO・民間事業者等向け)

①調査検討等支援事業(定額) ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い取組に係る調査検討やその普及・広報等への支援

②改修工事等支援事業(除却:2/5、活用:1/3) ー創意工夫を凝らしたモデル性の高い空き家の改修工事・除却工事等への支援

- 二地域居住の促進に向けて、二地域居住者と地域を繋ぐコーディネーターの役割を果たす中間支援組織の育成・確保を図るとともに、二地域居住者の負担軽減や生活環境の整備等といった中長期的な課題の解決に向けたモデル的な取組を支援する。併せて、官民連携の核となる官民共創のプラットフォームの機能強化や、二地域居住を含む関係人口の実態把握のための調査を実施し、加えて、二地域居住者の受入れの基盤の構築に資する地域生活圏の形成支援を進める。

※骨太方針2025（抜粋）

- ・地域との関わり方等に応じて関係人口の類型化を行い、それぞれの類型に応じて、二地域居住等の推進や若者・女性の地域交流の促進、ふるさと納税の活用といった施策を展開する。
- ・関係人口の拡大や二地域居住の促進に向け、ふるさと住民登録制度の創設、第2のふるさとづくり・ワーケーション推進や交流・基盤施設整備、中間支援組織によるマッチング支援を進める。
- ・持続可能な国土形成に向け、地域生活圏を基本として、各種サービス機能の集約拠点の形成と国土全体の連結強化を進め、コンパクト・プラス・ネットワークの取組を深化・発展させる。

支援の内容

特定居住支援法人によるマッチングの支援（当初・補正）

二地域居住を希望・実行する者と地域の人材ニーズとのマッチングや、空き家を活用した住環境の提供等を行う人材・組織の育成・確保を図る。この際、広域型と地域密着型の両類型に対応し、それぞれの特性に応じた柔軟な取組を支援する。

<取組の内容例>

- 「広域」：都市部の二地域居住者ニーズと受入地域側ニーズのマッチングイベント、Webシステム整備等
- 「地域密着」：受入地域内のニーズ整理や調整のためのコミュニティ接続イベント、コンシェルジュ機能強化等



地域生活圏の形成支援（当初・補正）

地域生活圏に係る先導的な取組や人材育成を支援し、多様なステークホルダーから構成される主体の育成を図る。また、資金や人材の呼び込みに向けた環境整備を行う。



<取組の内容例>

- 官民連携主体によるビジョンや事業計画の検討、実証調査に対する支援 等

二地域居住の促進に向けた先導的な施策の実装（当初・補正）

二地域居住促進のための中長期的な課題の解決に資する交通事業者、不動産会社等の民間事業者や自治体等によるハード・ソフト一体的な実証モデル事業の実施を支援する。

<取組の内容例>

- 自治体等による二地域居住者への証明
- 住まいの滞在費や地域間の移動に伴う長距離交通費の定額化・低廉化
- 保育園、学校等に関する子育て・教育環境の整備
- 空き家の改修やテレワーク拠点施設等の整備 等



地域間の移動費のサブスク 空き家の改修（お試し居住施設） コワーキングスペース

全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム構築対策（補正）

官民共創を加速・恒常化し、プラットフォーム機能を強化。自治体と事業者のマッチングや事例共有、課題協議の場の運営を支援する。

関係人口の拡大・深化に関する調査・検討（当初）

関係人口の実態を把握し、インパクト測定事例等を示す調査を実施。

新たな交流市場・観光資源の創出事業

事業目的・背景・課題

- これまで横ばい傾向であった国内旅行市場が需要拡大へ転じるためには、**新たな交流市場の創出が課題**であり、**地域との新たな関係構築の推進**が急務。
- 反復継続的な来訪の促進を通じて関係人口の創出を図る「第2のふるさとづくり」**を、個人および企業の2方向で促進し、国内交流需要の拡大を図る。

事業内容

①個人版第2のふるさとづくりモデル

- 来訪者が地域との交流・地域運営への参画等を通じて**地域と関わるきっかけを作る**とともに、**その後も継続して来訪する仕組みを構築するモデルを造成**する。事業の持続可能性について検証を行い、取組時に生じる課題に対する解決法を共有することでより取組地域の拡大を図る。

②企業版第2のふるさとづくりモデル

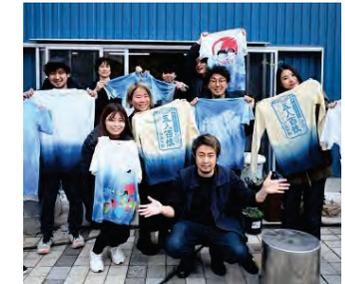
- 企業と地域の結びつきを強固にする「企業の関係人口化」に向けて、地域課題の解決による地域活性化など、**企業の関心が高いテーマに関して地域との交流を通じて学ぶ**とともに、**継続して来訪する仕組みの構築に向けたモデルを造成**する。

事業スキーム

事業形態：調査事業等

請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ



個人版第2のふるさとづくりモデル



企業版第2のふるさとづくりモデル

ユニバーサルツーリズムの促進に向けた環境整備

事業目的・背景・課題

- 国内旅行市場は、人口減少が進む中、コロナ前の約10年間、旅行者数・消費額とも横ばいで推移しており、国内外における新たな交流市場を開拓する取組が求められている。
- 本年には、団塊世代が75歳以上の後期高齢者となり、国内で高齢者が急速に増加し、かつ、訪日外国人旅行者においても高齢者、障害者、家族連れ等、客層の多様化が近年進んでいる。高齢者等の旅行需要を喚起するため、ユニバーサルツーリズム（誰もが気兼ねなく参加できる旅行）の普及・定着を目指す必要がある。
- 高齢者・障害者等が安心して旅行ができる環境を整備するため、バリアフリー化に必要な施設整備や設備導入を含めハード・ソフト両面からの支援など、国内外の旅行者を対象にユニバーサルツーリズムを促進することにより、需要の平準化や新たな交流市場拡大を進める。

事業内容

- ① **ユニバーサルツーリズムの促進に向けた調査検討**
旅行が困難な方の需要の掘り起こしのための調査を行うとともに、宿泊施設等と連携して、インバウンド客を含む高齢者・障害者等に応じた先進的な取り組みを支援し、ノウハウを共有する。
- ② **ユニバーサルツーリズムの機運醸成に向けた取組**
シンポジウム・セミナー等の開催により、ユニバーサルツーリズムの潜在需要等を広く発信し、社会全体におけるユニバーサルツーリズムの機運を醸成していく。
- ③ **バリアフリー化に必要な施設整備等**
高齢者等が気兼ねなく旅行に参加できる環境を整備し、ユニバーサルツーリズムを促進するために、観光施設や宿泊施設のバリアフリー化に必要な施設整備や設備導入等を支援する。

事業イメージ



実際の現場を確認した上での専門家・当事者からの改善アドバイス



障害者や高齢者の利用時の困りごとに対する具体的なサポート研修



改修前



改修後

段差を解消して高齢者等が移動しやすくするために客室を改修

事業スキーム

- ・ 事業形態：①②調査事業等 ③間接補助事業（補助率：1/2 上限1,500万円（自治体と防災協定を結ぶ事業者は上限額を増額））
- ・ 補助対象・請負先：①②民間事業者 ③国→民間事業者（事務局）→民間事業者

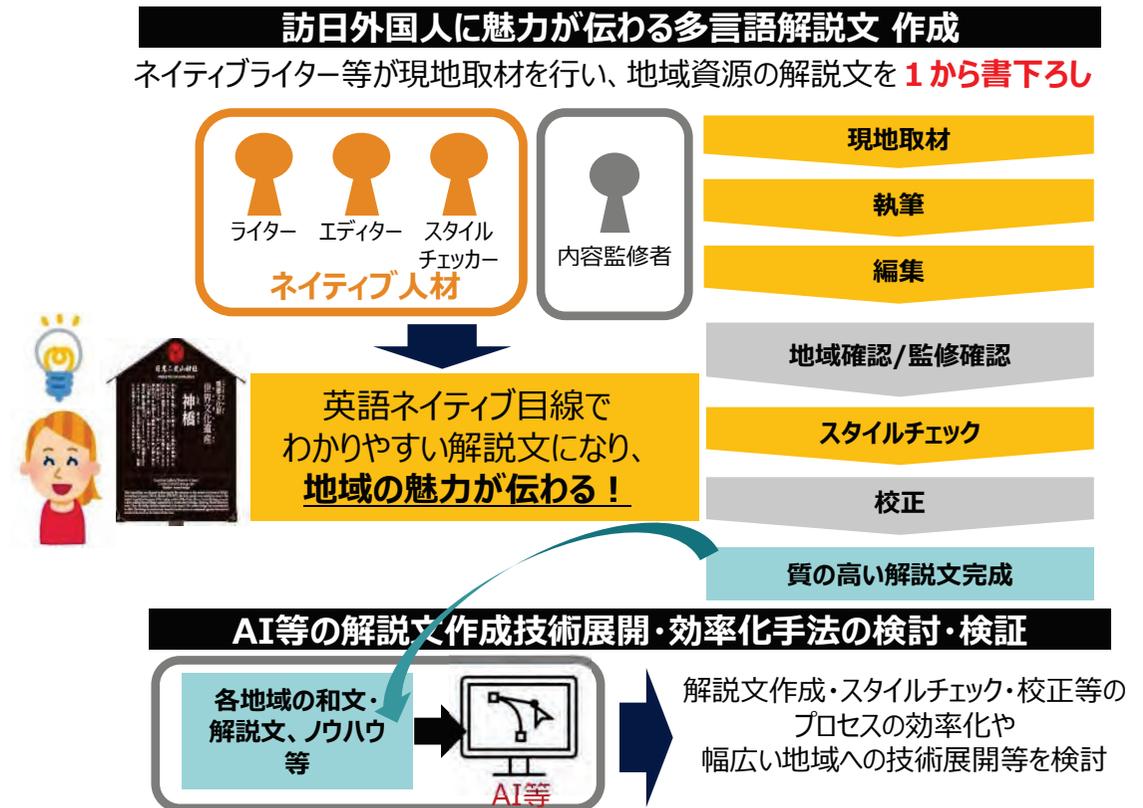
事業目的・背景・課題

- 外国人旅行者の地方誘客が課題となるなか、基盤的受入環境として地域の観光資源の多言語解説文の整備が不可欠だが、地域においては、**多言語で整備されていない、整備されていても外国人の理解や関心を踏まえた情報になっていない、文法や表現に違和感があり正しく伝わらない**など地域資源の本質的な魅力が届かない問題点が指摘されている。
- 本事業では、世界遺産や国宝・重要文化財、国立公園等をはじめとする地域の様々な観光資源について、日本の背景情報に詳しくない外国人旅行者にもわかりやすく、地域の魅力が伝わるよう、**単なる日本語の直訳ではなく、ネイティブ人材を活用して質の高い解説文を作成するとともに、そこから得られたノウハウ・知見を活かし、今後の解説文作成効率化や幅広い地域への技術展開を視野に、AI等を活用した解説文作成手法の検討・検証**を行い、地域における多言語解説の整備を促進する。

事業内容

- ①地方公共団体やDMO等の地域の関係者等からなる協議会を通じて、世界遺産や国宝、国立公園等をはじめとした地域の観光資源について、英語のネイティブライター等の専門人材を活用した外国人目線でのわかりやすく魅力的な英語の解説文作成を行う。また、これを踏まえた中国語及び韓国語の解説文の作成を行う。
- ②①で作成した解説文やスタイル・校正データ等をAIに学習させるなどにより、解説文作成技術展開・効率化等に向けた手法の検討及び実効性の検証調査を行う。

事業イメージ



事業スキーム

- ・事業形態：調査事業等
- ・請負先：国→民間事業者→地域協議会等
- ・事業期間：平成30年度～

事業目的・背景・課題

- インバウンド需要は増加傾向にあるが、訪日外国人旅行者は都市部をはじめとする一部地域に偏在している状況が続き、オーバーツーリズムが顕在化。訪日外国人旅行者は、諸外国滞在時と比べて娯楽サービス費支出が低く、旅行者の観光需要への対応が不十分となっている。
- 観光による経済効果を全国津々浦々に波及させ、観光消費を効果的に拡大させるとともに、持続的な地方誘客によりオーバーツーリズムの解消につながるよう、地域において観光コンテンツの供給を促進するとともに、観光の付加価値を高めるガイド人材の質的向上が必要である。

事業内容

- 需要分散に資する観光コンテンツの供給に向けた取組を支援する。具体的には、
 - 多様な地域資源を活用した観光コンテンツの造成や情報発信、販路開拓等を総合的に支援
 - インバウンドのニーズを踏まえ、品質を高めた高単価な観光コンテンツや、地域産業への波及効果が期待できるガストロノミー分野の観光コンテンツ等を重点的に支援
 - その際、継続的な販売につながるよう、デジタル上での効果的な情報発信等を促進
- 観光コンテンツとガイドの一体的な質的向上に向け、コンテンツに応じたスキル・研修設計、ガイドの評価制度と報酬体系の構築のあり方、ガイドの可視化手法等について調査する。

【支援対象事業】

- ① **新創出型** 地域資源を活用した観光コンテンツの造成、効果的な情報発信や販路開拓等を支援
- ② **品質向上型** より高単価なインバウンド向けのオプションツアー等の造成に向け品質向上等の取組を支援
- ③ **分野特化型（ガストロノミー）** 地域の食資源を活用し、幅広い連携により、地域の食文化を体感できる質の高い観光コンテンツの造成、販路開拓等を支援

事業スキーム

●事業形態：調査事業等、間接補助事業

- ①新創出型：400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,100万円まで補助1/2（最低事業費 600万円）
- ②品質向上型：800万円まで定額、800万円を超える部分は事業費4,200万円まで補助1/2（最低事業費1,200万円）
- ③分野特化型（ガストロノミー）：400万円まで定額、400万円を超える部分は事業費2,500万円まで補助1/2（最低事業費 600万円）

●補助対象：地方公共団体、DMO、民間事業者等

事業イメージ

地域資源を活かした観光コンテンツの造成



文化資源の活用
（伝統工芸）

品質を高めた高単価な観光コンテンツの造成



地域の伝統行事の活用

ガストロノミー分野における観光コンテンツの造成

<地域一体的な食文化体験>



生産現場と食体験の連動



伝統工芸品での
高品質な食体験

コンテンツとガイドの一体的な質的向上

以下の取組のあり方について調査

- ・コンテンツに応じたスキル・研修設計
- ・ガイドの評価制度・報酬反映体系の構築
- ・コンテンツとガイドのマッチングシステム構築
- ・実践的研修の実施

事業目的・背景・課題

- 地域資源を活用した観光まちづくりを更に推進するためには、地域のストーリーに基づく体験の拠点となる施設等の整備が必要。体験を創出する、又はその価値を高めるために必要な施設や、旅行者がその価値を感じることができる街並みの整備等を総合的に支援し、加えて、観光客が回遊するエリアと地域住民の生活圏が重なることによる混乱やトラブルを防止するため、観光客と地域住民の動線を分離する面的な環境整備も支援。旅行者の訪問動機を高め、地方分散を促進し、地域の回遊性や消費額の向上に寄与。

事業内容

面的かつ一体的な環境整備の取組内容

- ①地域資源を活用した観光まちづくりの推進
歴史、食、自然、文化の地域資源を活用した観光まちづくりを推進するための体験の拠点となる施設整備等を支援
- ②歴史的資源を核としたエリア一帯の環境整備
街並みの高質化、観光インフラ整備、建造物の改修等、環境整備のためのビジョン・戦略策定※1、整備効果促進※2等
- ③地域資源の観光活用に係る調査
地域の観光資源の多様な組合せを活用した観光まちづくりを推進するための調査

●地域要件

②は、歴史まちづくり法に基づく、国の認定を受けた歴史まちづくり計画に位置付けられた重点区域に限る（※1については歴史まちづくり計画作成に向けた具体的な取組を開始・公表している市町村を含む）。

事業スキーム

- ・事業形態：①間接補助事業 ②直接補助事業及び間接補助事業 ③調査事業等
- ・補助率、補助上限：①1/2、最大200百万円、②1/2（※1と※2については10/10、最大10百万円）③10/10、最大10百万円
- ・補助対象・請負先：地方公共団体、DMO、民間事業者等（②は歴史まちづくり計画認定自治体内の者等に限る）
- ・事業期間：令和元年度～

事業イメージ



指定管理鳥獣対策事業費



【令和8年度予算(案) 5,250百万円(200百万円)※】
【令和7年度補正予算額 4,863百万円】

※国際観光旅客税財源を含む

都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ、クマ類)の捕獲や被害対策等を支援します。

1. 事業目的

- 指定管理鳥獣の保護・管理強化するため、専門人材の育成・配置や緊急銃猟実施体制の構築を支援する。
- ニホンジカ・イノシシの個体数を半減させる目標の達成に向けて、都道府県等が行う捕獲事業等を支援する。
- クマ類による被害防止に向けて、都道府県等が行う調査モニタリング、捕獲、出没防止対策等を総合的に支援する。

2. 事業内容

(1) 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業

- 認定鳥獣捕獲等事業者等の育成
- 指定管理鳥獣管理専門人材の配置(都道府県での専門人材雇用)
- 緊急銃猟実施対応等実務者の育成(都道府県・市町村での捕獲従事者等の育成)
- 緊急銃猟実施対応等実務者の配置(都道府県・市町村での捕獲従事者等の雇用)
- 危険鳥獣出没時の体制構築(出没対応訓練等)

(2) ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業

- 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定等
- ニホンジカ・イノシシの捕獲等
- 効果的な捕獲の促進
- ジビエ利用拡大を考慮した狩猟者の育成
- ジビエ利用拡大等のための狩猟捕獲支援

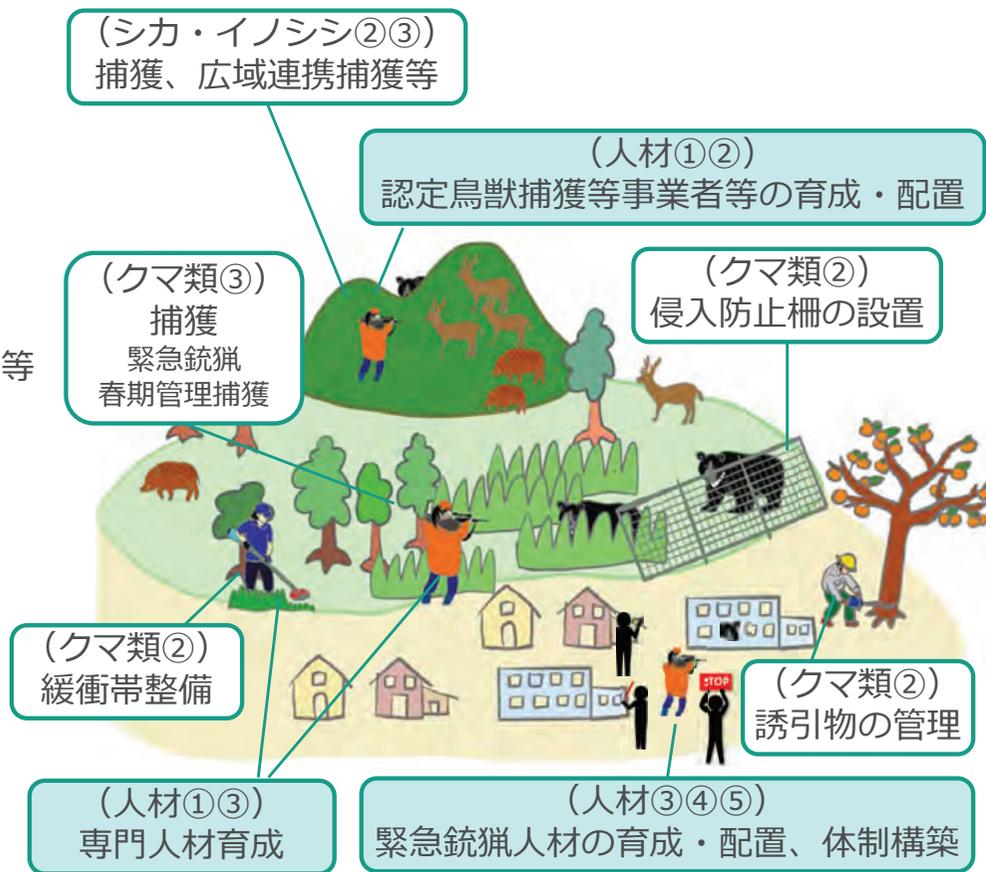
(3) クマ類総合対策事業

- 特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画等の策定、生息状況調査等
- 出没防止対策(誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等)
- クマ類の捕獲等

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金(補助率1/2、2/3、定額)
- 交付対象 都道府県(一部市町村への間接補助)、協議会
- 実施期間 平成26年度～

4. 事業イメージ



お問合せ先： 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室 電話 673-5521-8285

エコツーリズムを通じた地域の魅力向上事業



環境省



【令和8年度予算（案） 60百万円（20百万円）※】

※国際観光旅客税財源を含む

持続的かつ魅力的な地域作りに向け、エコツーリズム推進協議会による全体構想策定や資源調査等のエコツーリズム推進の取組を支援します。

1. 事業目的

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用するエコツーリズムの取組や魅力的な地域づくりを推進し、地域活性化を図る。

2. 事業内容

国立公園等において地域の自然資源を持続的に活用した地域振興に取り組むエコツーリズム推進協議会等に対し、推進体制の強化、資源調査、エコツーリズム推進全体構想の作成、ルールづくり、人材育成、ツアープログラムの企画・立案、モニターツアーの実施等に要する経費の1/2を支援。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金・補助金（補助率1/2、定額）
- 交付対象 地域協議会
- 実施期間 平成23年度～

4. 事業イメージ

エコツーリズム推進協議会等に対して、推進体制の強化、資源調査、ルールづくり等に要する経費の1/2を支援する。



- ・体制の強化、資源調査
- ・エコツーリズム推進全体構想の作成
- ・ルール作り（地域の合意形成）
- ・ガイド等の人材育成
- ・魅力的なツアープログラムづくり（安全管理、環境への配慮含む）

地域未来交付金 (内閣府地方創生推進室)

令和8年度概算決定額 **1,600.0 億円**

(令和7年度予算額 2,000.0億円)

事業概要・目的

○地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策等を推進する。

○地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。

○人口急減地域を含む小規模自治体も交付金を十分に活用できるよう、国が申請から実施まで徹底的にサポートする。

事業イメージ・具体例

○主な対象事業

- ・地方の大きな伸び代と地域の特性を最大限に活かすため、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域の独自の取組を支援。
- ・各地方公共団体による産業クラスター計画や地場産業の成長戦略が、真に地方の活力を最大化することに繋がるような取組を支援。

スタートアップ支援拠点の整備



地場産品の販売促進



温泉施設等観光拠点の整備



資金の流れ



※地方財政措置については検討中。

※上記事業のうち、公共事業関係費予算は、各省庁への予算移替がある。

期待される効果

○地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、東京一極集中の是正や地場産業の付加価値向上、小規模自治体への徹底支援を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築する。